

# 相 談 事 例

ID : 02-02-013

## 相談タイトル

排水処理用浸透枡の目詰まりのための対応策について

### Q : ご相談内容

現在、浄化槽は単独処理浄化槽。雑排水・雨水を含め、排水放流先がなかったことから、敷地内に浸透枡を設置して排水処理をしてきたが、何度か目詰まりを起こして、今は、ほとんど浸透機能がなくなってしまった。前面道路の反対側になるが、側溝があるので、合併処理浄化槽に代えて、道路側溝に接続して排水処理を行いたいが可能か。

### A : 回答

合併処理浄化槽で処理された排出水は、高い浄化能力で処理された排水となるので、一般的には、道路側溝に流すことは可能と考えます。これまで接続できなかったことが、単独処理浄化槽での処理だったからだとすれば、合併処理に代えることにより接続できるものと思われます。詳しくは、自治体の道路管理部門に問い合わせいただき、併せて雨水の接続放流も可能か聞いてみて下さい。なお、合併処理浄化槽については設置費補助等も有りますので環境部門にも問い合わせみて下さい。接続可能とした場合、道路の掘削が必要ですので、道路使用許可等、道路管理部門で、許認可の手続きも確認して下さい。